

○山形県留置施設視察委員会委員の任命等の手続について（例規通達）

〔平成19年6月7日
例規（監）第20号〕

改正 平成26年3月25日例規（留）第41号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）及び山形県留置施設視察委員会条例（平成19年3月県条例第41号。以下「条例」という。）の規定に基づく、山形県留置施設視察委員会委員（以下「視察委員」という。）の任命等の手続については、下記のとおり定め、本日から実施するものとするので遺漏のないようにされたい。

記

1 趣旨

山形県警察は、山形県公安委員会が行う視察委員の任命等の事務を補佐する立場から、視察委員の任命等の手続について定めるものである。

2 視察委員の任命

法第21条第1項の規定に基づく視察委員の任命については、任命書（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

3 視察委員の解任

条例第2条第4項に基づく視察委員の解任については、解任書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

別記様式第1号

任 命 書

殿

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第21条第1項の規定により、あなたを山形県留置施設視察委員会委員に任命します
任期は 年 月 日から 年 月 日までとします

年 月 日

山形県公安委員会 印

様式第2号

解 任 書

殿

山形県留置施設視察委員会条例第2条第4項の規定により、山形県留置施設視察委員会委員を解任します

年 月 日

山形県公安委員会 印